

○松江市茶道文化施設の設置及び管理に関する条例

平成23年3月25日

松江市条例第20号

改正 平成25年12月20日 条例第60号

平成26年12月19日 条例第55号

平成28年7月4日 条例第54号

平成31年3月29日 条例第3号

令和元年7月12日 条例第1号

(設置)

第1条 茶の湯文化の普及並びに文化及び観光の振興を図ることを目的として、
松江市茶道文化施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
明々庵	松江市北堀町278番地
赤山茶道会館	松江市北堀町280番地

(指定管理者による管理)

第3条 施設の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下
「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設の維持管理に関すること。
- (2) 赤山茶道会館及び備品（以下「会館等」という。）の利用の許可に関すること。
- (3) 施設の利用促進を目的とする各種催しの企画及び実施に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が施設の管理運営上必要と認めること。

(供用目)

第5条 施設は、年中これを公開し、利用に供するものとする。ただし、指定管理者は特別の理由により必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館することができる。

(供用時間)

第6条 施設の供用時間は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号にそれぞれ定める時間とする。

(1) 4月1日から9月30日まで 午前8時30分から午後6時30分まで

(2) 10月1日から翌年3月31日まで 午前8時30分から午後5時まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時にこれを変更することができる。

(遵守事項)

第7条 施設を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 他の利用者の迷惑となる行為をしないこと。

(2) 施設及び施設の備品（以下「施設等」という。）を損傷するおそれのある行為をしないこと。

(3) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(4) 危険物を持ち込まないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上必要な指示に従うこと。

2 指定管理者は、前項に違反する行為をした者に対して退去を命ずることができる。

(明々庵の観覧料)

第8条 明々庵を観覧しようとする者は、観覧料を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 観覧料は、別表第1に掲げる額を上限とし、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。
- 3 市長は、指定管理者に観覧料を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

(会館等の利用の許可)

第9条 会館等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定管理者は、会館等の管理上必要があると認める場合は、前項の許可に条件を付することができる。

(会館等の利用の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館等の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるとき。
- (3) 長期間にわたる継続利用により他の利用を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (4) 会館等を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、会館等の管理上支障となるおそれがあると認められるとき。

(会館等の利用の許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、会館等の利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき、又は会館等の管理上特に必

要があるときは、利用の許可を取り消し、又は利用の許可に付した条件を変更し、若しくは利用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段によりこの条例の規定による許可を受けたとき。
- (5) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。

2 前項の規定による利用の許可の取消し、利用の許可の条件の変更又は利用の停止により利用者に損害を生じることがあっても、市長及び指定管理者は、その賠償の責任を負わない。

(目的外利用の禁止)

第12条 利用者は、許可を受けた目的以外に会館等を利用し、若しくは利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、会館等の利用を終了したとき、又は利用を停止されたとき、若しくは利用を取り消されたときは、直ちに当該会館等を原状に回復して返還しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときはこの限りでない。

(会館等の利用料金)

第14条 利用者は、会館等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第2及び別表第3に掲げる額を上限とし、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

(観覧料等の減免)

第15条 指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、市長の承認を得て、観覧料及び利用料金（以下「観覧料等」という。）を減額し、又は免除することができる。

2 指定管理者は、観覧料等を減額又は免除をするに当たっては、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(観覧料等の不還付)

第16条 既納の観覧料等は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長の承認を得て、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者の責任に帰することができない理由により、利用することができなくなったとき。

(2) 前号に定めるもののほか指定管理者が必要があると認めるとき。

(損害賠償)

第17条 故意又は過失により施設等を破損し、又は汚損した者は、その損害を賠償しなければならない。

(市長による管理)

第18条 指定管理者の指定を取り消したときその他のやむを得ない理由があると市長が認めるときは、第3条及び第4条の規定にかかわらず、施設の管理は、市長が行うものとする。

2 前項の規定により市長が施設の管理を行う場合にあっては、第5条中「指定管理者は特別の理由により必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、特別の理由により必要があると認めるときは、」と、第6条第2項中「指定管理者は必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、必要があると認めるときは、」と、第7条第2項、第8条

第1項、第9条第1項及び第2項、第10条、第11条第1項、第13条、第14条第1項、第15条第2項並びに第16条第2号中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第8条第2項及び第14条第2項中「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、第11条第2項中「市長及び指定管理者」とあるのは「市長」と、第14条の見出し、同条第1項及び第2項、第15条第1項、別表第2並びに別表第3中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1項中「指定管理者は、公益上必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、公益上必要と認めるときは」と、第16条中「指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、次の各号のいずれかに該当するときは」と読み替えてこれらの規定を適用する。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月20日松江市条例第60号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月19日松江市条例第55号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日より施行する。

附 則（平成28年7月4日松江市条例第54号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日松江市条例第3号）抄

改正 令和元年7月12日条例第1号

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年7月12日松江市条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 明々庵観覧料（第8条関係）

区分	観覧料	
	個人	団体（20人以上）
大人	410円	1人につき 300円
小人	200円	1人につき 150円

備考

- 1 大人とは、中学生、小学生及び未就学児以外の者をいう。
- 2 小人とは、小学生及び中学生をいう。
- 3 未就学児は、無料とする。

別表第2 赤山茶道会館利用料金（第14条関係）

室名	単位	利用料金
(イ) 8畳と6畳	1時間につき	1,047円
(ロ) 10畳と水屋	"	1,570円
(ハ) 松陽庵と水屋	"	1,570円
(ニ) 洋間と水屋	"	2,095円
炊事場	1回につき	2,618円

備考

- 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間に切り上げる。
- 2 冷暖房装置を利用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の2割相当額を加算する。
- 3 前号の規定により算出した利用料金に1円未満の端数があるときは、その

端数は切り捨てる。

別表第3 赤山茶道会館備品利用料金（第14条関係）

種別	品名	利用料金（1回につき）
お茶道具（一式）	風炉釜又は釜、風炉先屏風 水指、 ^{なつめ} 棗又は茶入、茶碗、建水、蓋置 (七種)、菓子器、香合、炭取、火箸、 三羽、灰器、灰匙、座簾、釜敷	523円 1,570円
棚物（一組）	台子皆具揃 長板、 ^{しゃく} 杓立付 小卓、建水付	1,570円 523円 523円
懷石用具（一式）	膳、 ^{わん} 椀、小吸物椀、箸洗椀、向付（各 10客） 湯斗、飯器、杓子、湯子すくい、脇 取、八寸（各1） 木 ^{はい} 盃（10客） 盃台、 ^{ちよう} 銚子（各1）	2,095円